

仕 様 書

1 件 名 令和4年度災害環境学に関する概念整理支援業務

2 業務契約期間 契約日～令和5年1月12日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、災害に対して強靱で持続可能な社会づくりに貢献するための研究を進め、その知見を体系化することで「災害環境学」を確立することを目指している。本業務では、災害環境学の中心的概念である「レジリエンス」と「サステナビリティ」が、現在の学術コミュニティにおいてどのように論じられているかを理解し、NIESによる災害環境学概念の体系的整理を支援することを目的として、文献調査・整理作業を支援する。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者とは十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

（1）論文の体系的抽出

表1の条件により、少なくとも1200件の学術論文を体系的に抽出する。また、表1に指定された順序で検索語を追加した際の検索結果（ヒット数）を逐次的に記録する。また、検索実行日を記録する。

表1 論文の抽出条件

検索データベース	Web of Science core collection
検索対象領域	タイトル、キーワード、アブストラクト
検索対象年	2000年1月1日以降に掲載された論文
検索対象資料	原著論文、総説、早期公開
検索語	以下の条件を逐次的に追加する 1. “resilience” または “resilient” を含む 2. “sustainability” または “sustainable” を含む 3. “disaster” を含む 4. “environment” を含む 5. “business” を含まない

（2）抽出された論文の基礎情報整理

5（1）において抽出した学術論文について、表2に示す情報を整理表として取りまとめる。

表2 整理表の項目

項目	項目の説明
論文著者	「著者1の姓，著者1の名；著者2の姓，著者2の名；…」の順に記載する
掲載年	論文掲載年
論文タイトル	単語の先頭文字のみ大文字とする
掲載誌	単語の先頭文字のみ大文字とする
掲載誌の分野	Journal Citation Reports 2020における分野（例：Environmental Studies, Environmental Engineering等、複数の分野がある場合はすべて記録する）
掲載誌の分野ごとのIF※に基づく四分位（Quartile）	1, 2, 3, 4のいずれか、またはIF※なし
巻	第何巻であるかを示す整数
号	第何号であるかを示す整数
ページ	開始ページ-終了ページと表記（例：23-31）

doi	デジタルオブジェクト識別子 (https://doi.org/ の部分は省略)
被引用数	当該論文が引用された回数を示す整数
キーワード	著者が設定したキーワード (すべて、カンマ区切りで)
アブストラクト	論文の要旨全文

※ I F : インパクト・ファクター

(3) 論文の類型検討

5 (2) で作成した整理表を参照し、論文のタイトル、キーワード、アブストラクトに基づいて、論文を複数の観点から類型化する。この際、類型化の判断基準とした箇所は整理表においてハイライトし、類型化の根拠が分かるようにする。

類型化は、以下の観点から行う；

- a) 「何の」レジリエンスやサステナビリティに関する研究か (例：都市全般、森林、河川、自然環境全般、廃棄物、エネルギー、組織、コミュニティ、インフラ、農業、ビジネス…)
- b) 「何に対する」レジリエンスに関する研究か (例：自然災害、気候変動、災害廃棄物、環境汚染…)
- c) 研究のタイプ (例：理論研究、指標研究、事例研究、数理モデル研究、政策研究、…)
- d) 表3に示す災害環境学の個別研究項目例への該当性 (各項目の定義は、業務開始時に NIES 担当者に確認すること)

表3 災害環境学の個別研究項目例

1	事前復興計画づくり
2	公共の意思決定におけるサステナビリティとレジリエンスの主流化 (これらの観点を担保する制度・政策)
3	緊急対応に向けた計画策定・人材育成
4	グリーンインフラによる減災
5	有害汚染物質の拡散・影響管理 (放射能汚染を含む)
6	災害廃棄物の処理処分・3R
7	復旧・復興過程におけるサステナビリティの担保
8	自然環境のかく乱への適応
9	地域環境資源による新しい価値の創出

類型化の作業は、5 (2) で作成した整理表に「類型 a」「類型 b」「類型 c」「類型 d」の列を追加し、類型を示す語を記入することで行う。この作業を 100 件行った時点で NIES 担当者と打合せを行い、類型化の方法 (類型を示す表現、類型の定義、類型の判定方法) の暫定版を協議・決定する。また、上記の暫定版の類型方法で再度類型化作業を行い、合計 400 件を類型化した時点で、同様に打合せを行い、類型化の方法の最終版を決定する。その上で最終版の類型化の方法に従い、すべての論文を類型化する。論文のタイトル、キーワード、アブストラクトのみでは類型が理解できない論文については、「判断不能」とする。

(4) レジリエンスとサステナビリティの関係の整理

5 (2) で作成した整理表より、レジリエンスとサステナビリティの関係について論じている論文を 10 本選び、各論文においてレジリエンスとサステナビリティの関係をどのように論じているかを整理する。具体的には、以下の作業を行う；

- a) 著者によるレジリエンスの定義を転記する
- b) 著者によるサステナビリティの定義を転記する
- c) 著者がレジリエンスとサステナビリティの関係を論じた箇所を転記する
- d) 著者が論じているレジリエンスとサステナビリティの関係を図示する (論文中に図があれば転記する)

(5) とりまとめ

業務 (1) ~ (4) の方法と結果を取りまとめた成果報告書を作成する。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を DVD-R にて NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1 部
- (2) 論文整理表 1 部

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1. 件 名

令和4年度気候変動影響予測モデル構築に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）における「科学的予測に基づく適応戦略の策定および適応実践に関する研究プロジェクト」において、気候変動により生じる影響を低減するための戦略や施策立案のための研究を円滑に推進するため、気候変動の影響を予測・解析するプログラム開発に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応センター 気候変動適応戦略研究室

電話番号 029-850-2387

なお、感染症の蔓延等による自宅就業の協力依頼があった場合等で、遠隔でも実施可能な業務についてはNIESと調整の上実施場所を変更することも可能とする。

5. 組織単位

気候変動適応戦略研究室

6. 派遣期間

令和4年5月23日から令和5年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

(1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

8：30～17：00（うち、休憩時間12時～13時）

実働7.5時間（時間表記に統一してください）

指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

(2) 員 数 1名

8. 責任の程度

(1) 役職名

なし

(2) 具体的責任の内容

担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、支給範囲は宿泊費（10,000円を限度）及び交通費の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 総務部 人事課長

氏 名 金子 浩二

電話番号 029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応センター

気候変動適応戦略研究室長

氏 名 真砂 佳史

電話番号 029-850-2387

(5) 派遣先苦情処理担当者

役 職 国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応センター 副センター長

氏 名 脇岡 靖明

電話番号 029-850-2961

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特記仕様書

1. 件名

令和4年度気候変動影響予測モデル構築に係る研究支援協力員派遣業務

2. 目的

国立研究開発法人国立環境研究所における「科学的予測に基づく適応戦略の策定および適応実践に関する研究プロジェクト」において、将来の気候変動による影響を低減するための戦略や施策立案のための研究を円滑に推進するため、気候変動の影響を予測・解析するプログラム開発に係る業務及び必要な関連の業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 気候変動により生じる影響を予測・解析するプログラムを開発する。
- (2) (1) で開発したプログラムを用いて気候変動影響を予測・解析する。
- (3) (1) (2) の成果に関する資料(図表、説明文書等)を作成する
- (4) 上記(1)から(3)の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3.の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 数値シミュレーションなど数値データを扱う Python によるプログラム開発の経験(業務または研究での経験に限る。以下同じ。)を3年以上有すること。
- (2) 多次元配列を扱う Python ライブラリ(Numpy、Pandas など)を用いたデータの入出力や数値計算、統計値の計算などの経験を1年以上有すること。
- (3) 機械学習の Python ライブラリ(scikit-learn、TensorFlow など)を扱った経験を1年以上有すること。
- (4) Network Common Data Form (netCDF) 形式のデータを扱った経験を1年以上有すること。
- (5) 英語による Python ライブラリのドキュメンテーション等を理解できる英語力を有すること。
- (6) 業務遂行に必要な日本語での意思疎通・読み書きに支障がない者であること。
- (7) Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint)を用いた資料作成、Outlookによる電子メールでの事務連絡及びスケジュール管理が支障なくできること。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)
勤務報告書

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

指揮命令者
国立研究開発法人国立環境研究所
気候変動適応センター
気候変動適応戦略研究室長

真砂 佳史

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属					氏名						
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船賃		航空賃	車賃		宿泊料	備考
					路程	運賃	急行金	計	路程	運賃		路程	実費額	実費額	
					km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	
合計															
出張用務					旅費計						円				※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。なお、交通費についても、原則として添付すること。
					その他経費計						円				
					合計						円				

注) 支給範囲は、交通費及び宿泊費（10,000円を限度）の実支出額とする。
 注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 気候変動適応センター
 気候変動適応戦略研究室長
 真砂 佳史

仕様書

1. 件名 令和4年度クライオラック 100本立 4箱 外4点

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和4年度クライオラック 100本立 4箱 外4点」について規定する。

2. 数量 1式

構成内訳 別紙1のとおり

3. 研究内容・購入目的

NIESでは、環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）」が平成22年度より開始され、NIESは、研究の中心機関（エコチル調査コアセンター）としての業務を担っている。エコチル調査は、全国で10万人の妊娠中の母親をリクルートし、生まれてくる子どもを13歳になるまで追跡する出生コホート調査である。本調達は、エコチル調査学童期検査追加調査において必要な採血資材「令和4年度クライオラック 100本立 4箱 外4点」を購入するものである。

4. 仕様

別紙1に記載の条件を満たす必要がある。

5. 納品場所

茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限

令和4年12月20日とする。ただし、納品可能となった物品からNIES担当者と日程調整のうえ納入すること。

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

また、納入引渡し完了した時点より1年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

(別紙1)

NO.	品名	規格	メーカー・型番	包装単位	単位	数量
1	クライオラック 100本立	2mL用グリッド蓋付 側面1D/底面2D バーコード付	グライナー-802601	10個/箱	箱	4
2	クライオラック 48本立	2mL用底面読取窓付浅型蓋 側面1D/底 面2Dバーコード付	グライナー-803202-013	20個/箱	箱	1
3	クライオバイアル2ml	内蓋 丸底自立 2Dバーコード付 ナ チュラル	グライナー-122263-2DG	500本/箱	箱	28
4	マイクロチューブ 2.0mL	滅菌スクリーキャップ自立・目盛付 20 本x25袋	ザルスタット72.694.007.03	25袋/箱	箱	5
5	フリーズボックス	Φ10~12mm 100本用	アズワン61000200	24個/箱	箱	2

仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度新たな鳥類毒性試験法の開発に係る動物試験サンプル作製業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和5年3月31日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、「令和4年度難分解性・高濃縮性化学物質による高次捕食動物への毒性評価法に係る調査・検討業務」（以下「環境省請負業務」という。）において、現行の鳥類毒性試験法を見直し、新たな試験法の確立に向けた課題を整理するとともに、将来的な代替法の可能性について検討を行っている。

環境省請負業務においては、哺乳類にはない体外に卵を産むという鳥類の特性を生かし、鳥類の卵内に化学物質を投与する試験法（卵内投与試験法）の可能性について検討しており、本検討に当たっては、卵内投与試験法におけるエンドポイントの精緻化に向けた検討に加えて、化学物質の投与実験等による様々なデータを収集することが求められる。

本業務では、新たな鳥類毒性試験法の開発に向けた検討を行うため、動物試験サンプルの作製に係る補助を行うことを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

（1）供試材料の準備

卵内投与試験法による投与実験等を実施するに当たり、NIES で飼養保管されているウズラから、受精卵の回収、貯卵、消毒、遺伝学的検査等の準備を行う。

（2）受精卵を用いた化学物質の投与試験の補助

生殖発生毒性を有する既知の化学物質をウズラ受精卵（胚）に投与してエンドポイント候補への影響を検証するに当たり、投与試験の準備・補助を行うとともに、鳥類代理卵殻培養法を用いた受精卵（胚）を無菌的に培養・孵化させる。

（3）試験動物の育成と観察

胚形成期における異常が、孵化後の配偶子形成、性成熟、並びに繁殖能力等に及ぼす影響を検討するために、（2）で作製した実験動物を性成熟まで育成するとともに、生死及び中毒症状について観察する。

（4）検体のサンプリングと解析の補助

試験終了後、病理組織学解析用あるいは遺伝子発現解析用に各臓器のサンプリングの補助を行うとともに、これらの解析に係る前処理等の補助を行う。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、当該業務を遂行するのに十分な人員での実施体制を構築するとともに、公益社団法人日本実験動物協会 実験動物技術者1級相当の資格を有する者が指揮・監督をすること。さらに、請負者は、実験鳥類（ウズラ）の飼養保管を行う十分な経験と能力を有すること。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1部
- (2) 報告書の電子データ 一式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替え品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、
印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

8 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

(2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。（http://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf）

① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。

- ②請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先のも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度フーリエ変換分光計降雨カバー装置製作業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和5年3月24日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

NIESは、衛星観測センターにおいて、環境省及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構と共同で、宇宙から主要な温室効果ガスである二酸化炭素やメタン等の濃度を観測するGOSAT(温室効果ガス観測技術衛星)及びその後継機であるGOSAT-2のプロジェクトを進めている。更に、2023年度内に打上げ予定のGOSAT-GW(温室効果ガス・水循環観測技術衛星)プロジェクトを進めている。NIESは、これらのGOSATシリーズで作成されたプロダクトの検証を環境省と共同で実施している。

検証とは、GOSATシリーズの観測データを用いて解析されたプロダクトに格納された二酸化炭素、メタン、一酸化炭素等の濃度データのデータ質評価を行うことである。GOSATシリーズの観測データを用いて解析された二酸化炭素、メタン、一酸化炭素等のカラム量・濃度分布が、どの程度のバイアスと精度を有しているかを、地上設置の検証観測装置(フーリエ変換分光計等のリモートセンシング機器)や航空機による観測データ等を利用して明らかにしている。近年、地上設置の可搬型フーリエ変換分光計を用いた観測が、NIES及び国内外の機関で盛んに行われるようになってきており、新たな検証観測法として注目されている。

本業務は、様々な地点に設置して可搬型のフーリエ変換分光計を用いて長期間観測を行うに当たり、風雨等からフーリエ変換分光計を防護し、観測時のフーリエ変換分光計の機能・性能を維持するための「フーリエ変換分光計降雨カバー装置製作」を実施するものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES担当者とは十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

- (1) システム設計
- (2) 機械、電気設計
- (3) プログラム設計、製作(PC、制御基板)
- (4) 部品材料調達
- (5) 制御基板設計、プリント基板製作
- (6) 試作、組立加工、試験
- (7) 取扱説明書及び報告書作成

なお、概念検討を行った結果、フーリエ変換分光計降雨カバー装置は下記の仕様を満たす必要がある。

1) 降雨カバー装置本体

- ① 小型可搬型フーリエ変換分光計(EM27/SUN, Bruker社)及び制御用note PCの収納と取り出しができ、雨カバーを開放した際、太陽観測に支障がないこと。
- ② 雨カバーが電動シリンダで開閉すること。
- ③ 降水時に雨カバーが閉じ、雨水が内部に侵入しないこと。
- ④ ケーブルが挿入できるように挿入口を有すること。
挿入予定：電源ケーブル：1本、LANケーブル：1本(webcamera)、RS232C：2本(簡易気象測器、GPS)、wifiアンテナケーブル等である。

2) 冷暖房ファンシステム

- ① 冷暖房ファンはペルチェ素子による冷却方式とすること。
- ② 冷暖房ファンの制御は、1℃単位の設定のできる電子サーモによる ON/OFF 制御とすること。

3) 雨センサー

- ① 制御基板に接続して使用すること。
- ② 素材は耐環境性を考慮しテフロン製とし、楕形電極を有するセンサーを使用すること。

4) 温湿度センサー

- ① 制御基板に接続して使用すること。
- ② 温度センサーは白金測温抵抗体、湿度センサーは高分子抵抗式を使用すること。

5) 制御基板

- ① マイコン制御による基板型の制御器とすること。
- ② 雨センサー、温湿度センサーに接続できること。
- ③ 雨カバー開閉用機器のモータを制御し、雨カバーの開閉ができること。
- ④ 雨センサーの信号出力時に、自動的に雨カバーが閉まること。
- ⑤ パソコンとの通信は RS232C を基本として設計すること。

6) PC 通信用ソフトウェア

- ① ソフトウェアは Windows 10 で動作すること。
- ② ソフトウェアの画面は、動作状況がわかるように、自動・手動モード、雨カバー開閉、雨センサー状態表示、降雨カバー内の温度湿度表示等の機能を備えること。
- ③ PC との通信は、RS232C 規格を用いること。
なお、PC に接続するケーブルは、USB 1 本、(FTS からの画像)、RS232C 3 本(気象データ、GPS、降雨カバー開閉制御)、LAN 2 本(webcamera、ネットワーク)等を想定している。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) フーリエ変換分光計降雨カバー装置 一式
- (2) 取扱説明書及び報告書 3 部
- (3) 取扱説明書及び報告書収録した DVD-R 等 3 式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用

に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URLにおいて公開している。

(http://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

公開見積競争公告

次のとおり公開見積競争に付します。
令和4年5月16日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

1. 公開見積競争に付する事項

- (1) 購入物品及び数量：令和4年度 マイクロスケールセンサーシステム 1台
- (2) 購入物品の特質等：仕様書のとおり
- (3) 納入期限：令和4年7月15日（金）
- (4) 納入場所：仕様書のとおり

2. 競争参加資格

- (1) 令和4・5・6年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」の「電子計算機類」又は「その他機器類」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別途留意事項にて示す契約等に当たっての注意事項を遵守し、暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 次のイ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する者ではないこと。
 - イ 国立研究開発法人国立環境研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当級以上の職の経験者が役員等として再就職している場合
 - ロ 総売上高又は事業収入に占める国立研究開発法人国立環境研究所との間の取引割合が3分の1以上である場合

3. 競争参加の方法等

別途示す「公開見積競争（特例随意契約）参加にあたっての留意事項」によるので、必ず参照すること。

4. 本公開見積競争に関する質問

- (1) 質問書受領期限及び提出場所
令和4年5月19日（木）17時00分まで
〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第一係 及び 当研究所HP上
TEL 029-850-2775 FAX 029-850-2388
（担当：大田）
- (2) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）による。電子メールによるデータ（ワード又はエクセルで作成したもの）の送付も可とする（データ送付先:chotatsu@nies.go.jp）。

5. 回答書閲覧期間及び場所

令和4年5月24日（火）10時00分から令和4年5月30日（月）17時00分まで 4.（1）に示す場所及び当研究所HP上（本ページ）において閲覧可能である。ただし、質問のない場合は掲示しない。

6. 参考見積書及び競争参加に必要な書類の提出

- (1) 提出書類
 - ①参考見積書
 - ②2.（1）の競争参加資格を有することを証明する書類（全省庁統一資格の写し）
 - ③2.（5）に示す誓約書（過去に提出していない場合）
- (2) 提出期限：令和4年5月23日（月）17時00分まで

- (3) 提出場所：4. (1) に示す場所
- (4) 提出方法：書面の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によるものとする。電子メールによるデータ（PDF 形式）の送付も可とする（データ送付先:chotatsu@nies.go.jp）。

7. 本見積書の提出

- (1) 提出期限：令和4年5月30日（月）17時00分まで
- (2) 提出場所：前項に同じ。
- (3) 提出方法：書面の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によるものとする。

8. 契約相手方の決定方法

見積書の提出方法、競争参加資格、仕様等の要求要件を全て満たし、仕様書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、本見積書に記載された見積金額が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った競争参加者を契約相手方とする。

9. その他

- (1) 本公開見積競争及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本公告に示した競争参加資格のない者がした見積及び見積に関する条件に違反した見積書は無効とする。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否
要とするので、契約相手方は、契約書（案は別紙のとおり）が契約担当者等から交付された際はこれに記名押印し、速やかに契約担当者等に提出しなければならない。
- (5) 契約相手方の公表
本件の調達件名及び数量、契約締結日、契約金額、契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号、競争参加者の人数等が公表されることについて同意するものとする。

(別紙)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 (以下「甲」という。) は、
(以下「乙」という。) と下記物品購入について、次の
条項により契約を締結する。但し、現品を甲の指定する場所に納入 (搬入の場合も含む。以下同
じ。) するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

1. 件 名 令和4年度 マイクロスケールセンサーシステム 1台
2. 契約金額 金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
3. 契約保証金 免除

(納入場所及び期限)

第1条 現品の納入場所及び期限は次のとおりとする。

場 所 仕様書のとおり
期 限 令和4年7月15日 (金)

(納入検査)

第2条 乙は、現品を納入するときは、必要事項を甲に通知し、立会のうえ検査を受けなければなら
ない。但し、乙に差支えがあって立会することができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た
確実な代理人を差し出さなければならない。

- 2 甲は前項の通知を受けたときは、乙から通知を受けた日から10日以内に納入検査をするもの
とする。
- 3 納入現品は、すべて甲の指示 (仕様書等) のとおりであって、甲が行う検査に合格したもの
でなければならない。
- 4 前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

第3条 納入現品の所有権は、甲が前条の検査の結果、合格品と認め、合格品を受領して、乙にそ
の受領書を交付したときに移転する。また、受領書が発せられるまでの現品亡失毀損等の事故そ
の他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によった場合は、この限り
でない。

(不合格品引取)

第4条 乙が、甲の施設を利用して第2条の検査を受け、その結果不合格となった現品は、甲が指
定した期限内に持ち去らなければならない。

- 2 甲は、前項の期限経過後は何時でもその現品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託すこ
ができる。但し、その費用一切は、乙の負担とする。

(納期の有償延期)

第5条 乙が、第7条以外の事由によって、第1条の場所及び期限内に合格品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して納入期限内に延期を請求することができる。この場合、甲は特に事情止むを得ないものと認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(遅滞料)

第6条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額とする。

(納期の無償延期)

第7条 天災地変その他乙の責に帰し難い事由によって、第1条の場所及び期限内に現品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して納入期限内に延期を請求することができる。この場合、甲はその請求が正当と認めたときは、特に前条の遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(契約の解除)

第8条 甲は、自己都合により、この契約を解除することができる。但し、解除により生ずる損害については、第10条第2項によることとする。

2 次に掲げる事項の一に該当するときは、甲は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 第5条及び第7条に規定する外、第1条の期限内に合格品の受領を終了しないとき。

二 乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。

三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

四 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認めたとき。

五 乙が第12条又は第13条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(違約金)

第9条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の10分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 甲が第8条第2項、第3項又は第4項の規定により契約を解除したとき。

二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。

三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。

四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。

五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第10条 乙の契約不履行によって、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対してその損害を賠償させることができる。

2 乙が、この契約を誠実に履行する目的で調達又は製作等に着手後、第8条第1項による解約のため損害を生じたときは、乙は甲の意思表示があった日より10日以内に、甲にその損害の賠償を

請求することができる。

3 甲が前項の請求を受けたときは、その確証があるものに限り、相当と認めた金額を賠償することができる。但し、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

4 甲は、第8条第2項、第3項又は第4項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(契約代金の支払)

第11条 乙は、第3条の所有権の移転が行われた後、契約代金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して60日以内に契約代金を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡)

第12条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

(担保責任)

第14条 甲は、納入現品について納入後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、他の良品と引換えさせ、あるいは修理させ又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第15条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙